

## 地球温暖化対策計画作成報告書等評価制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年条例第9号。）第12条に規定する地球温暖化対策計画及び第14条に規定する地球温暖化対策実施状況報告書（以下、「計画書等」という。）の評価制度を実施するために必要な事項を定めるものである。

(評価制度の目的)

第2条 計画書等の評価し、その結果を公表することにより、事業者の温室効果ガスの排出削減意欲を向上し、さらなる排出削減に向けた取組を推進することを目的とする。

(実施主体)

第3条 計画書等の評価の実施主体は、温暖化対策課長とする。

(評価の対象)

第4条 評価の対象となる計画書等は、埼玉県に提出された全ての計画書等とする。ただし、前年度に計画書等を提出していない事業者の計画書等については評価の対象外とする。

(評価基準年度の設定)

第5条 計画書等を提出する事業者は、評価の基準となる年度を任意に設定し計画書等に記載するものとする。ただし、基準となる年度は「平成27年度以降の特定事業者又は任意事業者であった年度」かつ「計画書等を提出する年度の2か年度以上前の年度」とする。なお、県内に複数の事業所を有する場合、基準となる年度は同一のものとする。

(評価方法及び基準)

第6条 評価方法は、別記1のとおり3つの評価項目について項目ごとに評価し、別記2のとおり評価を「○」とした個数により「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で計画書等の総合評価を実施する。なお、県内に複数の事業所を有する場合、評価は事業所ごとには実施せず、事業者ごとに県内事業所全体で実施する。

(評価結果の通知)

第7条 温暖化対策課長は、計画書等の評価終了後、速やかにその結果について事業者に通知する。

(ロゴマークの使用)

第8条 計画書等が「S」の総合評価を受けた事業者は、別に定めるところによりロゴマークを使用することができる。

(公表)

第9条 温暖化対策課長は「S」の総合評価を受けた事業者の名称を埼玉県ホームページで公表するものとする。ただし、事業者の申出により非公表とすることができる。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別記 1

### 評価項目の基準

#### 1 目標設定ガス排出量の削減

評価の対象となる計画書等に記載された実績年度の目標設定ガス排出量が、基準年度に対し、下表の目標排出削減率以上の削減がなされている場合、「○」と評価する。

基準年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標排出削減率(%)	42.9	41.2	39.4	37.6	35.5	33.4	31.1	28.6	26.0	23.1	20.0	16.7	13.1	9.1	4.8

#### 2 再生可能エネルギー等の導入

評価の対象となる計画書等に記載された実績年度の電気排出係数が 0.250[t-CO<sub>2</sub>/千 kWh]以下である場合、「○」と評価する。なお、電気排出係数は次の式により算出する。

$$\text{電気排出係数} = (\text{電気由来の目標設定ガス排出量}) \div (\text{電気使用量})$$

#### 3 省エネルギーの取組

評価の対象となる計画書等に記載された実績年度の規模判定エネルギー使用量が、設定した基準年度に対し、下表の目標省エネルギー率以上の削減がなされていれば、「○」と評価する。

基準年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標省エネルギー率(%)	25.5	24.3	22.9	21.5	20.1	18.6	17.1	15.5	13.8	12.1	10.3	8.4	6.4	4.4	2.2

※ 県内に複数の事業所を有する事業者については、評価項目ごとに事業所の数値を合算し、評価する。

## 別記 2

### 総合評価の基準

総合評価	評価項目の「○」の個数
S	3
A	2
B	1
C	0